



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月2日金曜日 第2324号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（8件）.....	995
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	1000
道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....	1000
道路の区域変更（県道平田北条線）.....	1000
道路の供用開始（県道松山港内宮線）.....	1000

道路の供用開始（県道平田北条線）.....	1001
指定道路の指定.....	1001
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	1001
道路の供用開始（ " ）.....	1001
道路の区域変更（県道大内停車場線）.....	1002
道路の供用開始（ " ）.....	1002

告 示

○愛媛県告示第1376号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
マルナカ若水店	新居浜市若水町2丁目6-5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町1丁目甲501番外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町甲1996-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ東予店	西条市周布190外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ神拝店	西条市神拝甲175番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ西条店	西条市福武字沢ノ前甲971番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35-5外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ川之江店	四国中央市川之江町瓢箪山883番6外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ今治駅前店	今治市大正町1-2-3	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ今治桜井店	今治市東村南1丁目甲46-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ今治松本店	今治市松本町5丁目1-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ清住店	松山市清住2丁目1055番地1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ高岡店	松山市高岡町97-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ立花店	松山市中村5-427-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ中央通り店	松山市中央1-876-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ土居田店	松山市空港通1丁目21-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ和泉店	松山市和泉北四丁目1015-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1381号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西355番1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田字若藤甲841-2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116-1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	平成23年 9月28日	平成23年 11月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1384号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
伊第19号	伊予市宮下1653番地3	岡野 辰哉	伊予市宮下1653番地3	平成23年12月1日

○愛媛県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市内宮町甲512番10地先から 同町甲512番8まで	旧	メートル 14.8～23.8	キロメートル 0.036	
			新	14.8～24.9	0.036	

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	平田北条線	松山市平田町500番1地先から 同市内宮町甲512番8まで	旧	メートル 17.5～42.7	キロメートル 0.076	
			新	17.5～42.7	0.076	

○愛媛県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山港内宮線	松山市内宮町甲512番10地先から 同町甲512番8まで	平成23年12月2日

○愛媛県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	平田北条線	松山市平田町500番1地先から 同市内宮町甲512番8まで	平成23年12月2日

○愛媛県告示第1389号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年12月2日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日

平成23年11月24日

3 指定道路の位置

東温市横河原字横川355番8、355番21、355番121、355番199、355番203、355番204及び355番208

4 指定道路の延長及び幅員

- 延長 58.26メートル
- 幅員 4.20メートル

○愛媛県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地315番2地先から 同町菅生3番耕地315番4地先まで	旧	メートル 5.1～9.2	キロメートル 0.058	
		上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地315番7から 同町菅生3番耕地315番6まで	新	6.3～20.4	0.058	

○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地315番7から 同町菅生3番耕地315番6まで	平成23年12月2日

○愛媛県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大内停車場線	宇和島市三間町古藤田366番地先から 同町大内76番3地先まで	旧	メートル 53～83	キロメートル 0.154	
			新	65～32.0	0.154	

○愛媛県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	大内停車場線	宇和島市三間町古藤田366番地先から 同町大内76番3地先まで	平成23年12月2日